

不利益処分の処分基準

処 分 名		一般廃棄物収集運搬業又は処分業の許可の取消し		
根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条の 4		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項			
	基 準	<p>次の事由に該当するとき。</p> <p>（許可の取消し）</p> <p>第 7 条の 4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 前条第 1 号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(3) 不正の手段により第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の許可（同条第 2 項又は第 7 項の許可の更新を含む。）又は第 7 条の 2 第 1 項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				